

審議会等名	つくばみらい市高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会
開催日	令和4年7月6日（水曜日）
開催場所	つくばみらい市役所伊奈庁舎3階大会議室
出席者	出席委員 小松崎八寿子委員、渡部俊介委員、沼尻和博委員、萩野谷剛委員(代理後藤秀一氏)、野田秀平委員、土田雅実委員、野村俊光委員、秋田政夫委員、草間節委員、浅川昭一委員、石井満委員、関口栄子委員、八木勝則委員 事務局 社会福祉協議会生活相談課伊藤課長、地域包括支援センター阿部センター長、美濃口、雨谷、介護福祉課 嶋田課長補佐、原田
議題	・令和3年度つくばみらい市高齢者虐待防止ネットワーク事業報告について ・令和3年度高齢者虐待通報・対応状況報告について【非公開】
議事概要	<ul style="list-style-type: none"> ・開会 午後3時00分 ・委員長あいさつ ・議案について <p>議事1 令和3年度つくばみらい市高齢者虐待防止ネットワーク事業報告について 事務局より説明【資料1-①、②】</p> <p>質疑等 野村委員)虐待の通報があつて虐待と判断するということであるが、身体的な虐待の場合、見えない部位にあざができていてもわからないことがあると思う。また、心理的虐待の場合、本人からの訴えのみしかわからないが、どのように判断するのか。</p> <p>事務局) 相談があつたら、虐待の可能性があるかどうかを地域包括支援センターと介護福祉課職員で確認を行います。虐待者と被虐待者双方から話を伺い、また介護サービスを受けていればサービス事業者など関係機関からも聞き取りを行い、その事実をもとに虐待コア会議を開催し高齢者虐待と判断します。虐待の相談があり、聞き取りを行う中で高齢者虐待ではないと判断されるケースも多いですが、まずは日頃の業務や活動で虐待かなと感じた事例がありましたらどんな些細なことであってもご相談いただければ、早めにキャッチし対処できる</p>

	<p>ので、まずはご相談いただければと思います。</p> <p>沼尻委員)介護サービスを利用している方は、入浴や着替えなどの際に体を確認することができます。また、日誌を書くので、日頃のご本人の変化に気づきやすいと思います。</p> <p>常総警察)介護サービスを受けていない場合などで夜間などは直接警察に通報がある場合もあります。女性が虐待を受けた場合は女性署員が被害者のけがの状態などを確認し介護福祉課と連携を取っています。</p> <p>秋田委員)人権相談を受けた際、心理的虐待の相談を受けていると相談を受けた場合、行政につなげたほうがいいのか。</p> <p>事務局) 些細なことでもご連絡をいただければと思います。</p> <p>委員長) 結果的に虐待ではなかったということもありますが、予兆があったらためらわずにご一報いただければと思います。本人が近所の人や民生委員に話してくれることもありますので、民生委員さんよろしく願いいたします。</p> <p>議事2 令和3年度高齢者虐待通報・対応状況報告について 【非公開】</p> <p>議事3 その他</p> <p>事務局) 高齢者虐待については、些細なことでも構わないので地域包括支援センターまたは介護福祉課へ相談いただければと思います。虐待として相談があるケースは、その背景に経済的な問題、家族間の問題、養護者に何らかの障害などがあり、対応に苦慮するケースが多いため、今後も関係各所と連携を取りながら早期発見や予防に取り組んでいきたいと思っています。ご協力お願いいたします。</p> <p>・閉会 午後3時50分</p>
そ の 他	傍聴者なし